

令和8年度西部地域ファムトリップ運営業務委託 質問及び回答

番号	質問事項	回 答
1	インフルエンサーの肖像を含む成果物について、貴局が想定されている二次利用の媒体（県ホームページ、SNS、印刷物等）と利用期間をご教示ください。インフルエンサーへの謝金算定の前提とするためです。 （仕様書 8（3）ア より）	・二次利用の媒体は、西部地域局公式 SNS のほか、訪問市町の広報誌、公式 SNS 等を想定しています。 ・利用期間は、公開後、半年から1年程度を想定しています。 ・ただし、具体的な利用期間については、インフルエンサーの個別の事情等も踏まえ、契約時に協議して決定することとします。
2	ターゲットに関して、台湾又は韓国に在住する日本旅行経験者又は日本旅行への関心が高い者の中でも、特に中心として想定している具体的な年齢層や客層をご教授ください。（富裕層へ向けた特別感のある旅行のPRを想定しているのか、若年層へ向けた集客を目的としたPRを想定しているのか） （企画提案書作成要領 6 より）	・主なターゲットとしては、日本への再訪意欲のある富裕層を想定していますが、具体的な年齢層等は定めておりません。 ・インフルエンサーの特性や対象市場の旅行動向等を踏まえ、効果的と考えるターゲット及び旅程を提案していただいて構いません。
3	SNS フォロワー数に関して、特定の SNS にて1アカウントのフォロワー数が10万人以上のインフルエンサーのみ対象なのか。各 SNS 各アカウントの総フォロワー数が10万人以上のインフルエンサーも対象となるのか。 （企画提案作成要領 7（2）イ より）	・特定の SNS における1アカウントのフォロワー数が10万人以上であるインフルエンサーを対象としています。 ・複数の SNS 又は複数のアカウントのフォロワー数を合算して10万人以上となる場合は、応募要件を満たさないものとします。

番号	質問事項	回 答
4	行程に組み込む宿泊先は対象 7 市町以外（浜松市等）でもよろしいでしょうか。	・宿泊先についても、対象 7 市町内の施設としてください。
5	提案時に提示するインフルエンサー候補について、事前の内諾（参加意思の確認）まで必要となりますでしょうか。また、候補を複数組提示し、その中から招聘するという提案は認められるのでしょうか。	・事前の内諾は必須ではありませんが、招聘の可能性が相当程度見込まれるインフルエンサーを候補として提示してください。 ・また、複数の候補者を提示し、その中から招聘するインフルエンサーを決定する提案も可能です。 ・ただし、複数の候補者を提示する場合は、提案内容を適切に審査するため、フォロワー数等で大きな差が生じないよう、同程度の水準の候補者を提示してください。
6	「訪問施設は全て取り上げる」とありますが、対象範囲はどこまでになりますでしょうか。飲食店、休憩で立ち寄る場所、宿泊施設もすべて含む必要がありますでしょうか。	・「訪問施設」とは、提案する行程の中で訪問先として位置付けた施設を指します。 ・このため、観光施設や体験施設等に加え、飲食店及び宿泊施設についても、行程上の訪問先として組込む場合は、原則として情報発信の対象としてください。 ・一方、移動途中に休憩のみを目的として立ち寄る場所、交通機関の乗降場所など、行程上の訪問先として位置付けていない場合については、この限りではありません。